

子どもの医療費の助成制度(市町村別)(県民の方向け)

(令和6年1月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		自己負担	備 考
	入院	通院		
岡 山 市	18歳まで	<u>18歳まで</u>	一部あり	・小学生までの通院と18歳までの入院は自己負担なし ・中学生・高校生等の通院は1割自己負担(限度額44,400円/月) ※中学生・高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病の治療を受ける場合、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額は無料
倉 敷 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
津 山 市	<u>18歳まで</u>	<u>18歳まで</u>	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
玉 野 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
笠 岡 市	18歳まで	中学3年まで	なし	・中学校卒業後の入院は償還給付 ・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
井 原 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険本人、所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く
総 社 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	
高 梁 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 見 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険被保険者本人は除く
備 前 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬 戸 内 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
赤 磐 市	18歳まで	18歳まで	一部あり	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者は除く ・中学生までは、現物給付、自己負担なし。 ・高校生等は、現物給付、1割負担。
真 庭 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
美 作 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
浅 口 市	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
和 気 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
早 島 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
里 庄 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
矢 掛 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 庄 村	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
鏡 野 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
勝 央 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
奈 義 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、在学していない者、婚姻している者、社会保険本人は除く
西 粟 倉 村	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
久 米 南 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美 咲 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
吉 備 中央 町	18歳まで	18歳まで	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、令和6年1月1日に改正したところを表しています。